

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第33号

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	1回につ き	<u>12,200円</u>	<u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額	14,500円。ただし、 中途で交代する等 の理由により、事務 に従事した時間が1 3時間に満たない場 合は、当該額を13 で除した額に事務 に従事した時間を 乗じて得た額(100 円未満の端数が生 じたときはこれを 四捨五入した額)と	12,800円。ただし、 中途で交代する等 の理由により、事務 に従事した時間が1 3時間に満たない場 合は、当該額を13 で除した額に事務 に従事した時間を 乗じて得た額(100 円未満の端数が生 じたときはこれを 四捨五入した額)と

		する。		する。
期日前投票所の投票管理者	日額	<p><u>12,800円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>	期日前投票所の投票管理者	<p><u>11,300円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>
開票管理者	1回につき	<u>12,200円</u>	開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	日額	<p><u>12,400円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1</p>	投票所の投票立会人	<p><u>10,900円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1</p>

		<p>3時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>		<p>3時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。</p>
期日前投票所の投票立会人	日額	<p><u>10,900円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこ</p>	期日前投票所の投票立会人	<p><u>9,600円</u>。ただし、中途で交代する等の理由により、事務に従事した時間が1時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこ</p>

		れを四捨五入した 額)とする。		れを四捨五入した 額)とする。
開票立会人及び選挙立会人	1回につ き	<u>10,100円</u>	開票立会人及び選挙立会人	1回につ き
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。